

吾國か保護主義を加味せし關稅政策を行ふを得るに至りたるは明治三十二年改正條約の結果稅權の一部を回復し得たるに始まる、之より先所謂舊條約時代に在りては條約の結果我國は財政若くは經濟上の必要に應じて輸入稅率を上下することを得ざりき。

明治四十三年の關稅定率表に付て見るに原則として從量主義を執り鐵と鋼とを分たす、凡て一目に包含す、之を三十九年の鐵關稅に比すれば其分類微に入り其率低下せり、從て其保護の程度薄くなれるの理なり。

銅と鐵を時價に換算して其稅率を比較すれば前者の保護稅高し。

更に獨逸の鐵關稅と對比するに鐵鑛の無稅なる點に於ては兩者相同し、銑鐵に付ては日本遙に低く三分の一に満たす、銑鐵業の保護は日本は獨逸に比して其程度低し、蓋し我國銑鐵輸入の必要獨逸より大なると、供給國を離るゝこと遠く運賃を要すること大なるに依るなる可し、銑鐵以外に付ては彼我一高一低ありと雖大體に於て我れよりも高し。

尙我國は英國との間には鐵に關する協定稅の定あり、即ち銑鐵は每百斤國定稅率十錢なるに拘らず、協定稅は八錢三厘とす、尙鐵製品に於ても鋸及條鐵中の二三種に付て協定稅の定あり。

朝鮮關稅は内地と異なるを以て別に一言するを要す。

朝鮮關稅定率令第三條第十七號に依れば鐵は何等の保護に與らず其條文左の如し。

金、銀、銅の採掘又は採取の事業に必要な器具、機械、爆發藥、化學原料にして自己の使用に供するもの、但し稅關か相等と認めたるものに限る。

即ち金銀銅に對しては厚き保護あるも鐵は之に與らず、併合前朝鮮に於て鐵鑛業並に製鐵業の見

るに足るものなかりしに拘らず、金、銀、銅は採掘製造共に相等に發達し且つ概ね外人の經營に屬せしか故に此の如き偏頗なる状態に陥りしものなる可し、朝鮮製鐵業並に鐵鑛業か全く望なきものならは此の如き状態に放置するも差支なければとも、鐵鑛の埋藏さるゝもの少からず、其採掘製煉の業漸く起らんとするの際なるを以て金、銀、銅に等しき保護を加へて其將來の發達を期すること今日に於て最も必要なるへしと信す、助成品に就ては其保護上述せるか如く權衡を失せるも原料品、手製品等は凡て一目に包含され鐵と金、銀、銅とを分たす、從價五分乃至七分五厘を課す、唯鋼とブリキ板とは別に之を掲げて何れも從價七分五厘とす。

上述の關稅か本邦鐵工業の現状に照して妥當なるものなりや否や、抑も亦此種の保護關稅か齎せし成果幾干なりや之を明にせんとせば先づ本邦各製鐵所に就て鐵の眞の生産費(製鐵所の公表せし表面上名義上の生産費に非ず)を計算し之と世界市場の價格及本邦迄の運賃との合計とを比較せざる可からず、進んで其可否得失の如きは獨り經濟上の見地のみより斷定するを許さず、政治上の原因も亦大に考慮を加ふるを要す、吾人の斯研究か此種の斷案に對する材料を蒐集し得さりしを遺憾とす。

次に關稅法以外の製鐵事業保護の稅制を述ぶ可し。

#### 保護稅制

關稅法を外にして一般的に鐵工業保護に關するものと視るべき法規を舉れば左の如し。

所得稅法に依り所得稅を免除すへき製造業指定の件(大正二年五月二日勅令第六十九號)

第一條 左に掲ぐる物産の製造業を營む者には所得稅を免除す

一、金、銀、鉛、鐵又はアルミニウムの地金

二、鐵の條竿、テーパー形、アングル形類、軌條、鋸線及管(鑄造管を除く)

三、銅の合金の條、竿、鋌及管

四、汽罐、原動機(機關車を含む)及動力を以て運轉する鐵製の機械

(五號以下略す)

本條は獨り鐵のみを保護するに非ず、之により地金に於ては金、銀、鉛、アルミニウム製品に於て鐵は銅と共に免稅さるゝものなり、唯地金製品を共通して保護せらるゝは鐵のみに止るは注意すへし、即ち此法規による保護は鐵に於て尤も厚しと云ふも過言に非ざるなり、但此所得稅免除は永久的免除に非ず、所得稅法第五條の二により開業の年及其翌年より三年間其業務より生ずる所得稅を免除するの趣意なり、即ち旨とする處は製鐵業並に鐵工業の創業時期の保護にあるなり。

鑛業法八十一條 鑛業者には鑛業稅を課す

金鑛、銀鑛、鉛鑛、及鐵鑛に付ては鑛產稅を課せず

金、銀等の貴金屬鑛の保護は貨幣制度其他の理由により之を保護するの例至る處に存す、唯銅、亞鉛等の重要鑛に何等保護を加ふるなく、鐵と鉛に鑛業稅を免除したるは蓋し顯著にして重大なる保護と云ふ可し。

同法が幾分の効果を齎せるやの問題は姑く之を置くも鉛及鐵の産額が逐年増加の趨勢にあるの一點は否定し難し。

二、獨逸

關稅

沿革上鐵の保護に關し重要なるものは、一六六七年五月二十九日大選舉侯の勅令なり、此勅令により、瑞典及シユレンブルグ産の鐵を除きて、バイツ並にクロツセンに於ける富源の盡きざる限り、外國鐵のブランデンブルグに輸入することを禁止せり。

III